

会津若松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

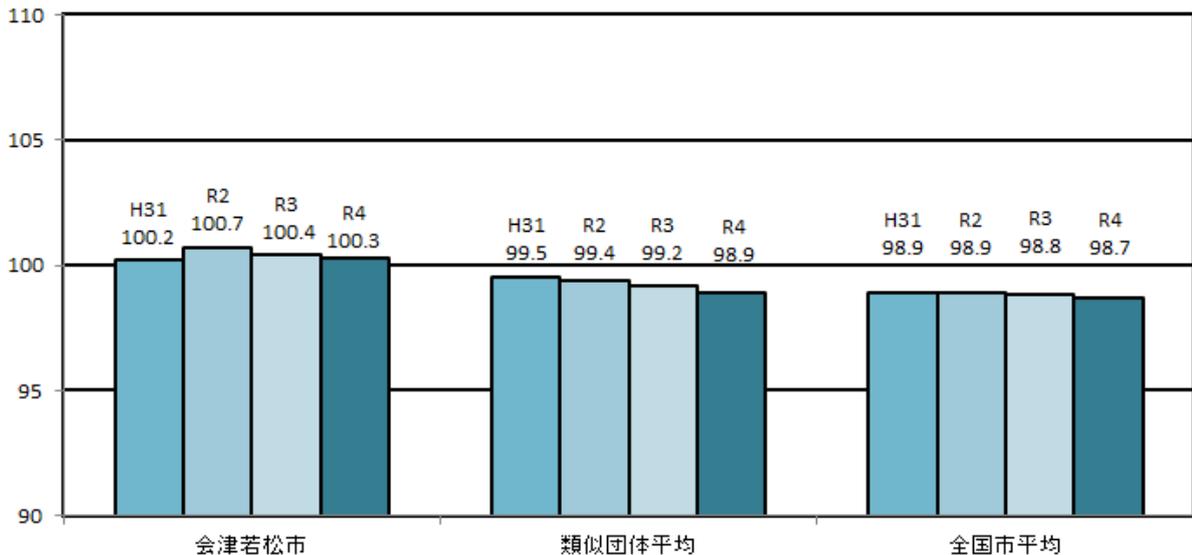
	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度 人件費率
令和3年度	人	千円	千円	千円	%	%
	115,556	52,626,124	4,225,874	8,381,573	15.9	12.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	851 (58)	3,441,439	690,766	1,293,632	5,425,837	5,969	6,357

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
(注) 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。
(注) 3 給与費については、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数の（ ）内については、当該職員を外書で表しています。
また、一人当たり給与費については、当該職員の給与費及び職員数を含めて算出しています。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
(注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和4年のラスパイレス指数が100を超えていることについては、今後も引き続き、福島県人事委員会の勧告を踏まえながら、職員給与等の適正化を図っていきます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

○ 給料表の見直し一実施済み

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、平均1%引き下げ。若年層については引き上げ、高齢層については最大3%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

○ その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津若松市	43.3歳	326,300円	407,209円	352,620円
福島県	43.0歳	326,500円	411,880円	357,532円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	42.0歳	314,081円	402,611円	364,751円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津若松市	55.3歳	40人	353,100円	398,580円	367,768円
うち清掃職員	54.8歳	17人	340,800円	381,865円	358,113円
うち学校給食員	57.9歳	3人	340,400円	348,333円	342,839円
うち用務員	52.4歳	4人	374,000円	411,675円	383,750円
うち自動車運転手	56.6歳	11人	368,600円	426,182円	385,376円
その他	54.7歳	5人	351,900円	415,160円	364,370円
福島県	54.8歳	149人	321,200円	357,610円	332,193円
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円
類似団体	52.6歳	34人	321,221円	377,100円	359,636円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	193,100円	193,100円	182,200円
	高校卒	153,900円	158,400円	150,600円
技能労務職	高校卒	153,900円	156,300円	147,900円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

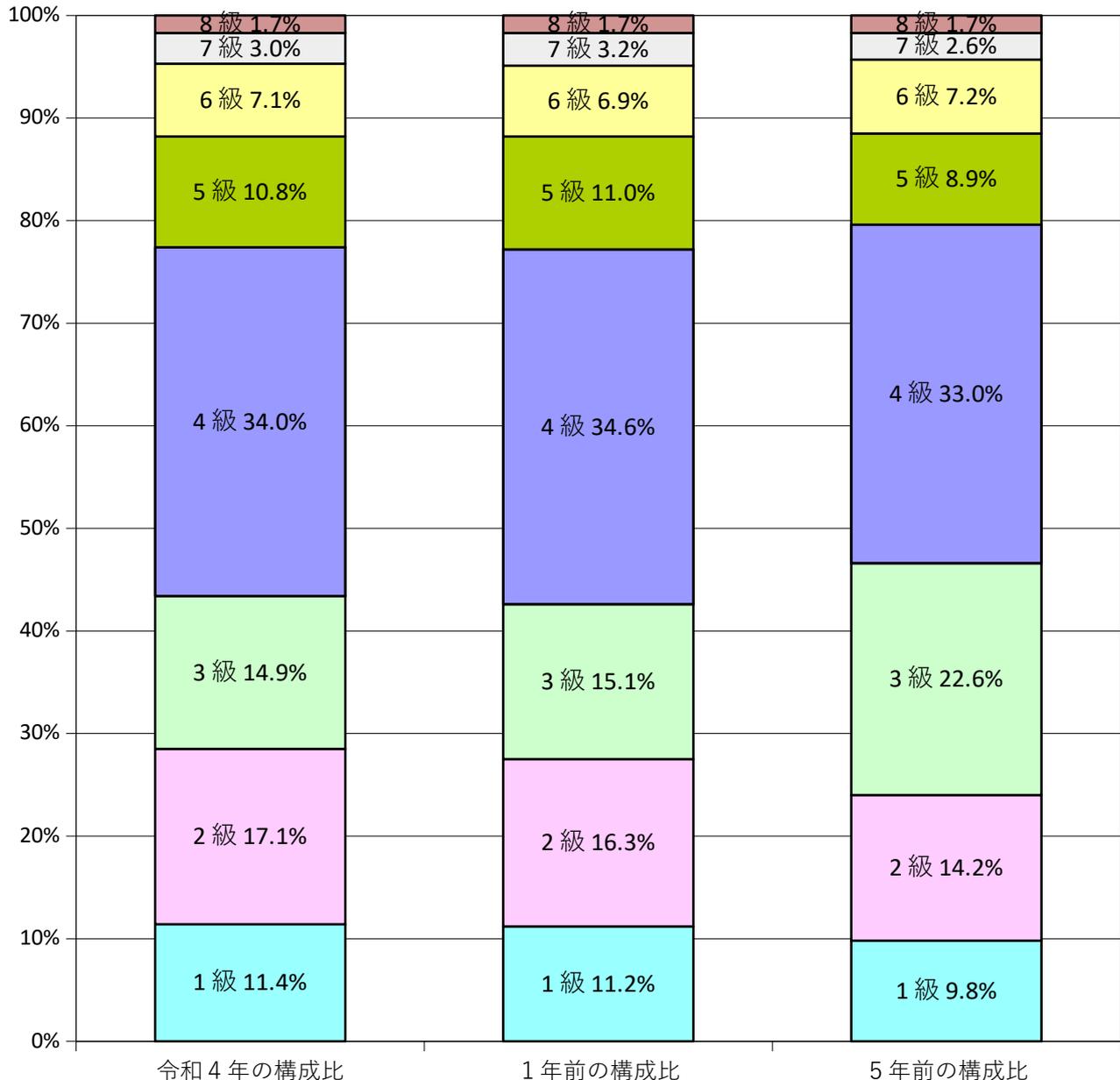
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	283,233円	367,057円	387,050円	403,236円
	高校卒	233,383円	318,800円	362,817円	380,664円
技能労務職	高校卒	—円	—円	359,250円	379,500円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

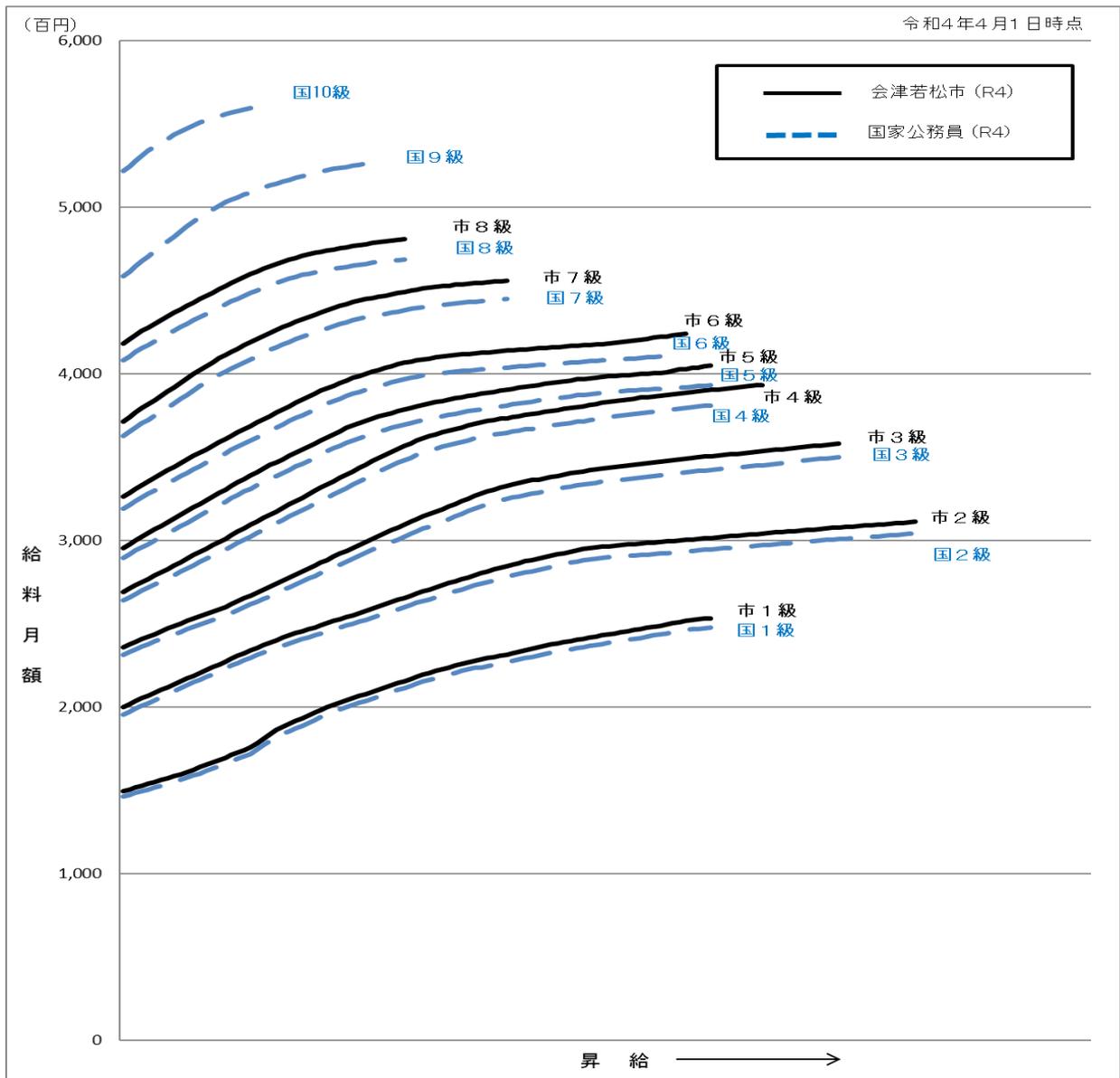
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師の職務	76人	11.4%	149,300円	253,300円
2級	主任主事、主任技師の職務	114人	17.1%	199,900円	311,100円
3級	主査、技査の職務	99人	14.9%	235,800円	358,200円
4級	副主幹、主任主査、主任技査の職務	226人	34.0%	269,200円	393,300円
5級	主幹、委員会等の事務局次長の職務	72人	10.8%	295,500円	404,900円
6級	課長、議会事務局次長の職務	47人	7.1%	326,400円	424,100円
7級	副部長、委員会等の事務局長の職務	20人	3.0%	371,500円	455,900円
8級	部長、会計管理者、議会事務局長の職務	11人	1.7%	418,300円	480,800円
		665人	100.0%		

(注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 (注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（会津若松市）

活用している昇給区分	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ		○		

※ 令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (令和3年度普通会計) 1,431千円	1人当たり平均支給額 (令和3年度) 1,599千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.35月分 (1.30月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.95月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.35月分 (1.30月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.95月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

活用している成績率	管理職員		一般職員	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ		○		

※ 令和4年度中における運用

(2) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 国
(支給率) 自己都合 19.6695月分 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)	(支給率) 自己都合 19.6695月分 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 7,162千円	21,555千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

平成19年4月1日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績 (令和3年度普通会計決算)	212,040 円
支給職員1人当たり平均支給年額 (同上)	7,853 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度)	3.0%
手当の種類 (手当数)	5種類

手当の名称	主な支給対象職員等	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度普通会計決算)	支給単価
滞納処分業務手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事したとき	5,040 円	日額 300 円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作業に従事したとき	207,000 円	回収1体又は焼却1回につき300円
社会福祉業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処理作業に従事したとき	— 円	処理1体1,000円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	— 円	日額 300 円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下における積雪道路の除雪車による除雪作業又は排雪等作業に従事したとき	— 円	日額 300 円
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用の供する土地の取得等や公共の事業の施行により生ずる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から起算して10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務のうち、心身に著しい負担や困難性のある交渉業務に従事したとき	— 円	日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績 (令和3年度普通会計決算)	391,529 千円
職員1人当たり平均支給年額 (同上)	475 千円
支給実績 (令和2年度普通会計決算)	346,237 千円
職員1人当たり平均支給年額 (同上)	423 千円

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との異同	国との制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度普通会計決算)
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者		○子 一人につき 10,000 円 ・特定期間加算 5,000 円 ○子以外 6,500 円 ○子以外 (対象職員が部長相当職の場合) 3,500 円	
	同		89,232 千円	246,710 円
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合		【借家】 ・月額20,500円以下の家賃…家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額28,000円)…11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	47,103 千円	316,126 円
通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること		① 運賃等相当額が51,000円以下については運賃等相当額 ② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	
	異	運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	51,353 千円	82,939 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給		基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円~70,000円	
	同		38 千円	38,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給		○部長相当職の職員(8級) 84,600 円 ○副部長相当職の職員(7級) 66,400 円 ○課長相当職の職員(6級) 54,000 円 ○総務主幹相当職の職員(6級) 45,700 円	
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	60,611 千円	730,243 円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給		勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	
	同		8,068 千円	23,729 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給		勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	
	同		- 千円	- 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給		勤務1回につき4,200円	

	異	特別の宿日直手当を支給	－ 千円	－ 円
寒冷地手当		基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
	同		52,254 千円	63,879 円
災害派遣手当		災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円～6,620円	
	同		－ 千円	－ 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	市 長 副市長	937,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,030,000 円/686,000 円 880,000 円/667,300 円	
		752,000 円		
報 酬	議 長 副議 長 議 員	514,000 円	760,000 円/450,000 円 670,000 円/390,000 円 620,000 円/370,000 円	
		477,000 円		
		447,000 円		
期 末 手 当	市 長 副市長	(令和3年度支給割合) 3.2月分		
	議 長 副議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.2月分		
退 職 手 当	市 長 副市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×46/100 給料月額×在職月数×30/100	(1期の手当額) 20,688,960 円 10,828,800 円	(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

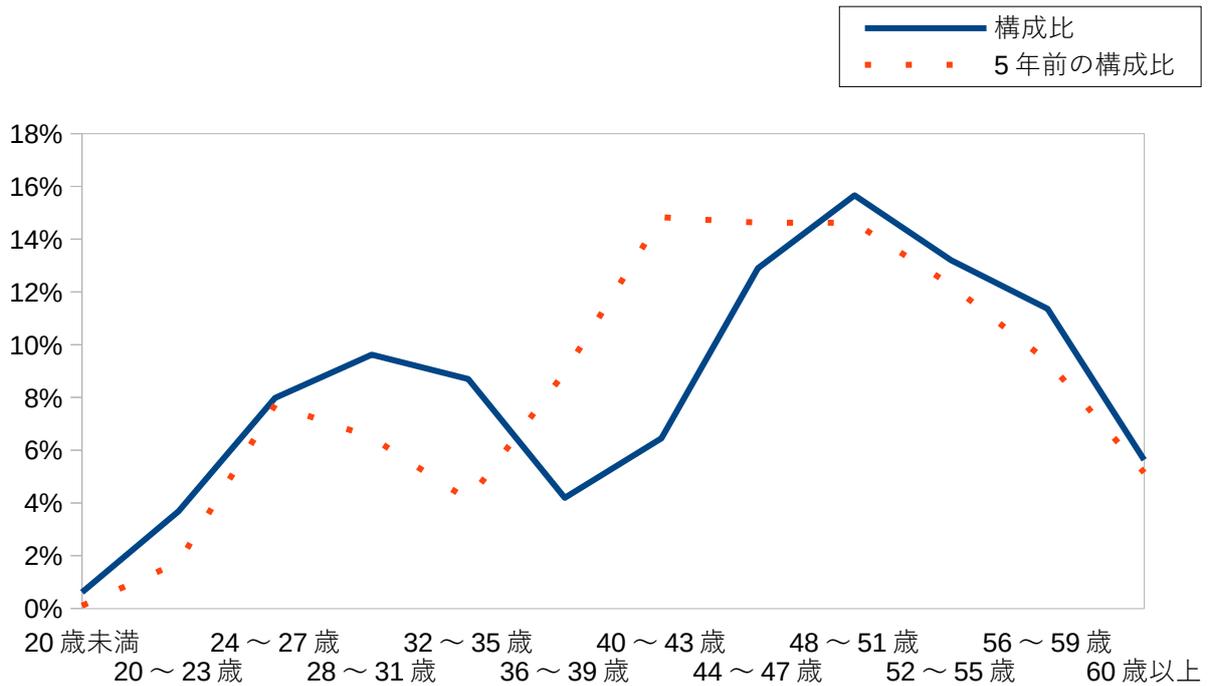
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和3年	令和4年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	11	12	1	
		総務	209	213	4	情報化推進及び地域振興に係る業務量の増など
		税務	69	63	▲6	税務課における業務量の減など
		民生	159	158	▲1	城前児童館の廃止による減など
		衛生	72	75	3	新型コロナウイルス感染症対策の業務量の増
		労働	3	3		
		農水	51	53	2	農林関係事業に係る業務量の増など
		商工	36	37	1	育休任期付職員の配置による増
		土木	123	123		
	小計	733	737	4	参考：人口1万人当たり職員数 63.78人 (類似団体人口1万人当たりの職員数46.87人)	
	教育	119	120	1		
	消防					
	小計	852	857	5	参考：人口1万当たり職員数 74.16人 (類似団体人口1万人当たりの職員数61.27人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	36	37	1	上水道事業の業務量の増	
	下水道	28	28			
	その他	57	55	▲2	育休任期付職員の解消	
	小計	121	120	▲1		
合 計		973 [1,170]	977 [1,170]	4 [-]	参考：人口1万人当たり職員数 84.55人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（平成27年度から法改正により教育長を除く。）

2 []内は、条例定数の合計（平成27年度から法改正により教育長を除く。）

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 20～23歳	24歳 24～27歳	28歳 28～31歳	32歳 32～35歳	36歳 36～39歳	40歳 40～43歳	44歳 44～47歳	48歳 48～51歳	52歳 52～55歳	56歳 56～59歳	60歳 60歳以上	計
職員数	6人	36人	78人	94人	85人	41人	63人	126人	153人	129人	111人	55人	977人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（法改正により教育長を除く。）

(3) 職員数の推移

部門別	年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	過去5年間の	
								増減数	増減率
一般行政		717	723	726	726	733	737	20	2.8%
教育		129	126	121	121	119	120	-9	-7.0%
消防									
普通会計計		846	849	847	847	852	857	11	1.3%
公営企業等会計計		119	118	119	119	121	120	1	0.8%
総合計		965	967	966	966	973	977	12	1.2%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/ A	(参考) 2 年度の 総費用に占める 職員給与比率
3 年度	千円 2,734,094	千円 494,684	千円 237,893	% 8.70	% 8.64

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 66,676 千円を含まない。

	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/ A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
3 年度	人 37	千円 140,230	千円 25,243	千円 35,390	千円 200,863	千円 5,429

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。(千円未満四捨五入)

(注) 2 職員数は、令和 4 年 3 月 31 日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	41.47 歳	314,246 円	406,273 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

会津若松市(水道事業)		(参考) 普通会計	
1人当たり平均支給額(3年度)	1,439 千円	1人当たり平均支給額(3年度)	1,431 千円
(3年度支給割合)		(3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.35 月分	1.90 月分	2.35 月分	1.90 月分
(1.30 月分)	(0.95 月分)	(1.30 月分)	(0.95 月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

会津若松市			(参考) 普通会計		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	7,162 千円	21,555 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

なし

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		0%	
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2直、3直の勤務につき それぞれ1回800円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務1日につき 100円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務1日につき 300円

（再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入）

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度水道事業会計）	12,004千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	353千円
支給実績（2年度水道事業会計）	14,381千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	449千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市職員との異同	会津若松市職員との制度の異なる内容	支給実績（3年度水道事業会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者		○子 一人につき10,000円 ・特定期間加算 5,000円 ○子以外 6,500円 ○子以外（対象職員が局長相当職の場合） 3,500円	
	同		4,091千円	255,656円
住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合		【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・ 家賃月額－9,500円 ・月額20,500円を超える家賃（支給限度額28,000円）・・・ 11,000円＋（家賃月額－20,500円）×1/2	

	同	1,305千円	326,200円
通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること	① 運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	
单身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる	・局長相当職の職員(8級) 84,600円 ・副局長相当職の職員(7級) 66,400円 ・課長相当職の職員(6級) 54,000円 ・総務主幹の職の職員(6級) 45,700円	
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円	
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき5,140円～6,620円	
	同	0千円	0円

(再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入)

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与比率 B/A	(参考)2年度の 総費用に占める 職員給与比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	3,317,382	297,149	161,348	4.86	5.57

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 62,790千円を含まない。

	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	28	116,845	24,346	29,523	170,714	6,097

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

(注) 2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	47.62歳	429,992円	349,454円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

会津若松市（下水道事業）		（参考） 普通会計	
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,581千円		1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,431千円	
（3年度支給割合） 期末手当 2.35月分 （1.30月分）	勤勉手当 1.90月分 （0.95月分）	（3年度支給割合） 期末手当 2.35月分 （1.30月分）	勤勉手当 1.90月分 （0.95月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当の状況（令和4年4月1日現在）

会津若松市			（参考） 普通会計		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
0千円		0千円	7,162千円		21,555千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当の状況（令和4年4月1日現在）

なし

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		0%	
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分1件につき 300円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2直、3直の勤務 につきそれぞれ 1回800円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務1日につき 150円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務1日につき 100円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務1日につき 300円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務1日につき 300円

（再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入）

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度下水道事業会計）	13,428千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	516千円
支給実績（2年度下水道事業会計）	11,139千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	428千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」を同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市職員との異同	会津若松市職員との制度の異なる内容	支給実績（3年度下水道事業会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者		○子 一人につき10,000円 ・特定期間加算 5,000円 ○子以外 6,500円 ○子以外（対象職員が局長相当職の場合） 3,500円	
	同		4,032千円	268,800円
住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合		【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・ 家賃月額－9,500円 ・月額20,500円を超える家賃（支給限度額28,000円）・・・ 11,000円＋（家賃月額－20,500円）×1/2	
	同		1,453千円	290,640円
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2km以上であること		①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	
	同		2,284千円	81,568円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給		基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円	
	同		－千円	－円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる		・局長相当職の職員（8級） 84,600円 ・副局長相当職の職員（7級） 66,400円 ・課長相当職の職員（6級） 54,000円 ・総務主幹の職の職員（6級） 45,700円	
	同		1,296千円	648,000円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給		勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	
	同		36千円	18,021円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給		勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	
	同		0千円	0円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給		勤務1回につき4,200円	
	同		0千円	0円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給		基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
	同		1,853千円	66,193円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給		公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき5,140円～6,620円	
	同		－千円	－円

（再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入）